

特定防災施設等の技術基準の検討

実施計画書

平成24年9月19日

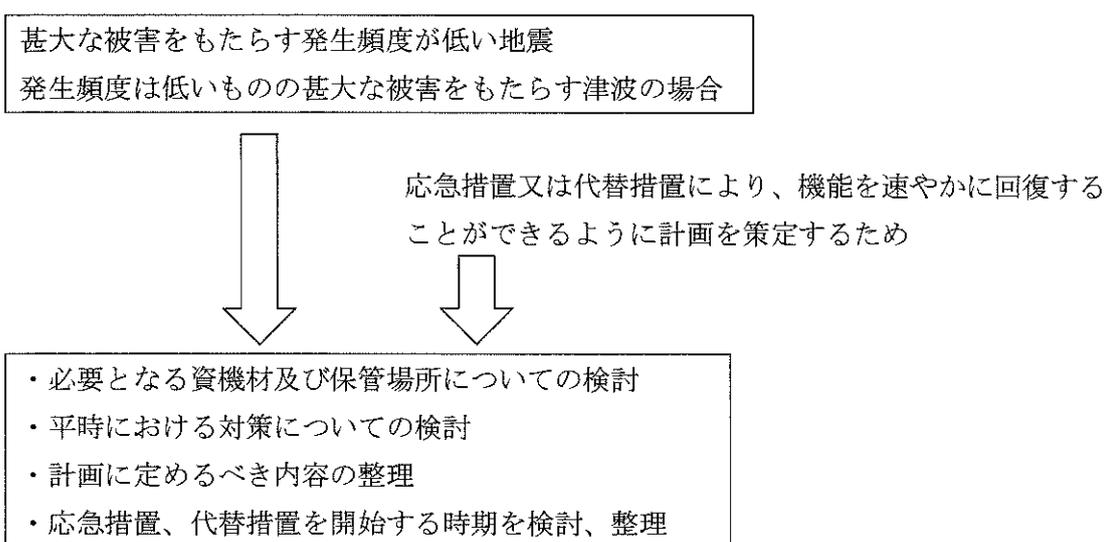
危険物保安技術協会

1 作業の内容

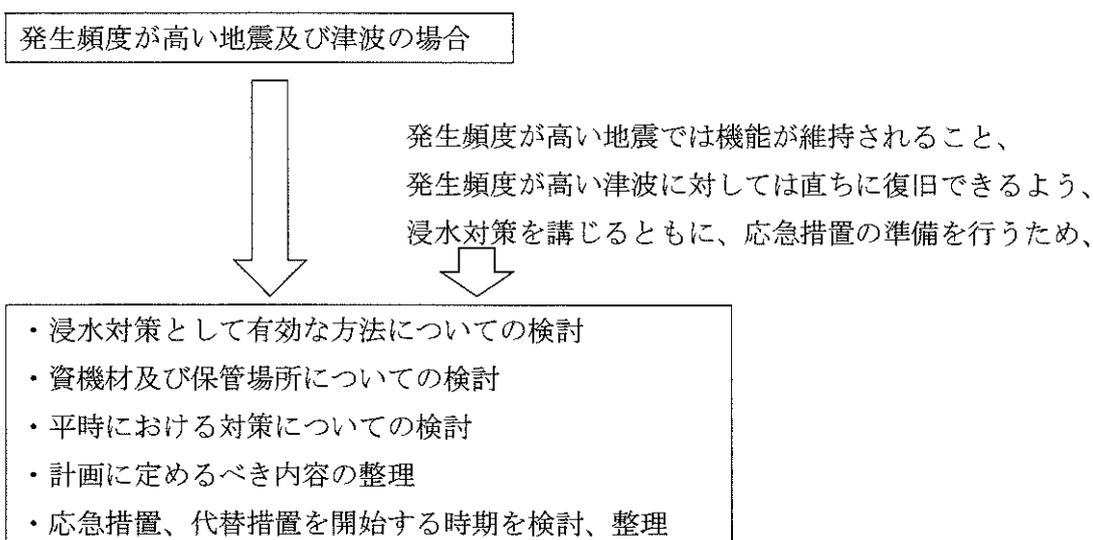
石油コンビナート等災害防止法に基づく特定防災施設等のうち流出油等防止堤・消火用屋外給水施設について、東日本大震災により被害を受けた教訓等を踏まえ、現行の技術基準（以下「現行基準」という。）の妥当性について、過去に発生した地震等による被害状況も含め検討し、取りまとめる。

作業内容を次に示す。

(1) 発生頻度が低い地震及び津波に対する被害の防止又は軽減



(2) 発生頻度が高い地震及び津波に対する被害の防止又は軽減



(3) 現地調査及びヒアリングの実施

(4) 現行基準の内容と上記(1)、(2)、(3)の整理から現行基準の妥当性の検討及び整理

(5) 報告書(案)について検討

2 作業の実施方法

(1) 法令、現行基準等の整理

特定防災施設等のうち流出油等防止堤・消火用屋外給水施設に係る技術基準は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和51年自治省令第17号)及び次の運用指針で示されている。これらから地震、津波に係る部分を抜き出し、整理する。

ア 流出油等防止堤

「流出油防止堤の設置に関する運用指針」(昭和52年10月25日 消防地第221号)

イ 消火用屋外給水施設

「消火用屋外給水施設の設置に関する運用指針」(昭和52年10月6日 消防地第204号)

(2) 発生頻度が低い地震及び津波に対する被害の防止又は軽減

平成23年12月に出された消防庁の報告書によると、甚大な被害をもたらす発生頻度が低い地震、発生頻度は低いものの甚大な被害をもたらす津波(最大クラスの津波)については、「応急措置又は代替措置により、被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復することができるように、計画を策定する」とされていることから、東日本大震災及び過去の地震により被災した地域の消防機関及び特定事業所に対して、地震等による被害状況及び対応事例(応急対策及び恒久対策)について現地調査及びヒアリングを実施し、応急措置又は代替措置それぞれについて、必要となる資機材、その保管場所、平時における対策について検討し、計画に定めるべき内容について整理する。特に、応急措置又は代替措置を開始する時期についても検討し整理する。

(3) 発生頻度が高い地震及び津波に対する被害の防止又は軽減

発生頻度が高い地震では「機能が維持されること」、発生頻度が高い津波に対しては「ただちに復旧できるようにするために、浸水対策を講じるとともに、応急措置の準備を行う」とされていることから、(2)と同様に現地調査及びヒアリング

を実施し、機能を維持するための計画について検討する。

また、発生頻度が高い津波に対しては、浸水対策として有効な方法、資機材、その保管場所、平時における対策について検討し、計画に定めるべき内容を整理する。特に、応急措置を開始する時期についても検討し整理する。

(4) 流出油等防止堤、消火用屋外給水施設の現行基準の妥当性についての検討

上記(1)で整理した現行基準について、現地調査及びヒアリングの結果から、過去の被害を踏まえて、その妥当性について検討する。

(5) 報告

上記(2)、(3)、(4)については、危険物保安技術協会内に学識経験者、行政機関の代表等からなる「特定防災施設等の技術基準の検討のための調査検討会」(以下「検討会」という。)を設置し、現行基準の妥当性について、検討会委員の知見に基づいて検討し、取りまとめる。その結果を消防庁の「石油コンビナート等における災害時の影響評価等に係る調査研究会」において報告する。

検討会の委員構成は次のとおりである。

検 討 会 委 員

(順不同、敬称略)

委員長	座間 信作	消防研究センター火災災害調査部長
委員	赤間 正博	塩釜地区消防事務組合消防本部予防課長
〃	福田勇二郎	新潟市消防局設備保安課長
〃	越谷 成一	川崎市消防局予防部危険物課長
〃	市川 芳隆	四日市市消防本部予防保安課長
〃	水島 隆	神戸市消防局予防部査察課長
〃	川田 等	危険物保安技術協会企画部長
オブザーバー	古澤 法夫	消防庁特殊災害室課長補佐

特定防災施設等の技術基準の検討に係る作業イメージ

1. 法令、現行基準等の整理

- ・流出油等防止堤、消火用屋外給水施設に関する過去の運用通知等から、地震・津波に関する項目について整理を行う。

2. 検討を行うための調査検討会の設置(危険物保安技術協会内)

【検討事項】

(1) 発生頻度が低い地震及び津波に対する被害の防止又は軽減

- ・被災地域の消防機関及び特定事業所に対する現地調査及びヒアリングの実施
- ・応急措置及び代替措置等に必要な資機材等
- ・防災計画に定めるべき内容及び平時における対策
- ・応急措置及び代替措置の開始時期 等

(2) 発生頻度が高い地震及び津波に対する被害の防止又は軽減

- ・被災地域の消防機関及び特定事業所に対する現地調査及びヒアリングの実施
- ・施設及び資機材等の機能維持のための計画
- ・浸水対策として有効な方法及び平時における対策
- ・応急措置の開始時期 等

(3) 流出油等防止堤、消火用屋外給水施設の現行基準の妥当性

- ・上記2つの検討結果等を踏まえ、現行基準の妥当性について検討を行う。

報告・調整等

(消防庁)

「石油コンビナート等における災害時の影響評価等に係る調査研究会」

消防庁の調査研究会の開催時期と整合を図りながら、検討結果等について報告するとともに、当該研究会での指摘等を踏まえ修正等を行うなど、密接な連携・調整等を行う。

3. 調査検討会の検討結果の提出

- ・調査検討会の検討結果については、最終的に消防庁に報告書として提出し報告を行う。

整理のイメージ

現 行 基 準	実 態 調 査	応 急 措 置 等	整 理
法令 運用指針	・東日本大震災をはじめ、新潟地震、 阪神淡路大震災等過去の地震により 被災した地域の消防機関及び特定事 業所を対象	・過去の地震、津波における応急措置 事例等	・取りまとめたものを現行基準と比較 して妥当性の整理

3 作業のスケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>△ 第1回調査研究会（7月10日）</p> <p>△第2回調査研究会（9月19日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当協会の実施計画について説明 <p>▲第1回検討会（10月上旬頃）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討方針 ・スケジュール ・発災の際の被害の防止又は軽減についての整理 ・地震・津波に対する特定防災施設等の現行基準の整理 <p style="text-align: center;">↔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波による被害状況及び対応事例の現地調査、ヒアリング等実施（10月中旬～11月上旬） <p>▲第2回検討会（11月上旬頃）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査、ヒアリング結果の整理 ・発災の際の被害の防止又は軽減についてのまとめ ・現行基準の妥当性について検討 <p>△第3回調査研究会（11月中旬頃）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回検討会結果の報告 <p>▲第3回検討会（11月下旬頃）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行基準の妥当性について整理、まとめ、 <p>【備考】 △ 消防庁が開催する調査研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ 危険物保安技術協会が開催する検討会 <p>△第4回調査研究会（12月中旬頃）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終報告 											